|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）第５条（１）～（10）略(11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。（略）附則１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附則　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附則　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。附則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。附則　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 高知県小規模鶏舎整備事業費補助金 |
| １　補助事業者 | 高知県土佐ジロー協会、高知県土佐はちきん地鶏振興協議会 |
| ２　事業実施主体 | 土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼養農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後５年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。 |
| ３　補助対象事業 | 　高知県産業振興計画で定めた目標に基づき高知県の地鶏の生産基盤の拡大及び生産流通体制の構築に資するため、次の事業を補助対象とする。（１）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築（２）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築（３）鳥インフルエンザ対策促進事業・・・鳥インフルエンザ対策のための機能強化による鶏舎の整備（４）機能高度化・省力化促進事業・・・省力化及び生産性向上のための機械設備等の整備 |
| ４　補助対象経費 | （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業建築確認を伴わない１棟当たり500㎡以下の鶏舎建築に係る経費（工事請負等による場合を含む。ただし、500㎡以下であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）（３）鳥インフルエンザ対策促進事業鳥インフルエンザ対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策の整備に係る経費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。）（４）機能高度化・省力化促進事業・別紙に示す機械装置の導入・鶏舎内環境の改善など機能高度化に資する整備に係る経費ただし、既存の機械設備の更新は補助対象としない。 |
| ５　補助金限度額 | 鶏舎１棟当たり 200万円 |
| ６　補助率 | （１）～（３）２分の１以内（４）　　　　３分の１以内 | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 |

別紙

|  |
| --- |
| 補助対象機械装置 |
| 機械装置の区分 | 仕様等 |
| 飼料給与関係機械装置 | 自動給餌機、自動給水機、飼料混合機 等 |
| 畜舎温度制御機械装置 | 換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等 |
| 畜産物管理・加工機械装置 | 集卵装置、汚卵洗浄装置、選卵機械装置　等 |

別記第１号様式（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　 　　　　代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付申請書令和　　年度において高知県小規模鶏舎整備事業を下記のとおり実施したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　添付書類（１）事業実施計画（別紙１）（２）事業実施計画に係る実施位置図及び施工図（３）事業実施計画に係る見積書の写し（４）県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納付義務がない場合はその旨の申立書）（５）税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙２）別紙１　別紙２誓約書兼同意書私は、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金　・農業改良資金貸付金償還金　・林業・木材産業改善資金貸付金償還金　・沿岸漁業改善資金貸付金償還金　令和　年　月　日高知県知事　　　　　　様所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者・職）氏名（自署）第２号様式（第７条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　 　　 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第７条の規定により承認されたく申請します。記（注略）第３号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 　　 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金概算払請求書　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金について、下記により金　　　　　　　　円を概算払により交付されたく、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第８条の規定により請求します。記１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円、％）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　費 | 交付決定額① | 概算払請求額② | ②／①×100 |
|  |  |  |  |

２　概算払請求理由３　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名第４号様式（第10条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 　 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金実績報告書　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、その実績を報告します。記１　事業の成果２　添付書類　（１）事業実施実績（別紙１）　（２）事業実施実績に係る領収書の写し　（３）写真（施工前及び完成時のもの）３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する 経費(A)+(B) | 負 　担 　区 　分 | 備考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | 円 | 円 | 円 |  |

４　事業完了年月日　　　　年　　月　　日５　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名第５号様式（第10条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 　 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書　　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第３項の規定により報告します。記補助金の額の確定

|  |  |
| --- | --- |
|  高知県補助金等交付規則第12条の規定による 補助金の確定額 |  　　　　　　　　　円 |
|  実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 |  　　　　　　　　　円 |
|  消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 |  　　　　　　　　　円 |
| 補助金返還相当額 |  　　　　　　　　　円 |

（注）　報告内容に関する参考資料を添えてください。 | （略）第５条（１）～（10）略(11) 県税の滞納があるとき。（略）附則１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。２ この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附則　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附則　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。附則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。[新設]別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 高知県小規模鶏舎整備事業費補助金 |
| １　補助事業者 | 高知県土佐ジロー協会、高知県土佐はちきん地鶏振興協議会 |
| ２　事業実施主体 | 土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼育農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後５年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。 |
| ３　補助対象事業 | 　高知県産業振興計画で定めた目標に基づき高知県の地鶏の生産基盤の拡大及び生産流通体制の構築に資するため、次の事業を補助対象とする。（１）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築（２）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築（３）鳥インフルエンザ対策促進事業・・・鳥インフルエンザ対策のための機能強化による鶏舎の整備[新設] |
| ４　補助対象経費 | （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業建築確認を伴わない１棟当たり500㎡未満の鶏舎建築に係る経費（工事請負等による場合を含む。ただし、500㎡未満であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）（３）鳥インフルエンザ対策促進事業鳥インフルエンザ対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策の整備に係る経費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。）[新設] |
| ５　補助金限度額 | 鶏舎１棟当たり 200万円 |
| ６　補助率 | ２分の１以内 | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 |

[新設]別記第１号様式（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　印 　　　　代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付申請書令和　　年度において高知県小規模鶏舎整備事業を下記のとおり実施したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　添付書類（１）事業実施計画（別紙）（２）事業実施計画に係る実施位置図及び施工図（３）事業実施計画に係る見積書の写し（４）県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納付義務がない場合はその旨の申立書）［新設］別紙　［新設］第２号様式（第７条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　 　印 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第７条の規定により承認されたく申請します。記（注略）第３号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 　印 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金概算払請求書　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金について、下記により金　　　　　　　　円を概算払により交付されたく、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第８条の規定により請求します。記１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円、％）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　費 | 交付決定額① | 概算払請求額② | ②／①×100 |
|  |  |  |  |

２　概算払請求理由３　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名第４号様式（第10条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 印 　代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金実績報告書　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、その実績を報告します。記１　事業の成果２　添付書類　（１）事業実施実績（別紙）　（２）事業実施実績に係る領収書の写し　（３）写真（施工前及び完成時のもの）３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する 経費(A)+(B) | 負 　担 　区 　分 | 備考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | 円 | 円 | 円 |  |

４　事業完了年月日　　　　年　　月　　日５　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名第５号様式（第10条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　高知県知事　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名 　 印 代表者生年月日令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書　　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第３項の規定により報告します。記補助金の額の確定

|  |  |
| --- | --- |
|  高知県補助金等交付規則第12条の規定による 補助金の確定額 |  　　　　　　　　　円 |
|  実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 |  　　　　　　　　　円 |
|  消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 |  　　　　　　　　　円 |
| 補助金返還相当額 |  　　　　　　　　　円 |

（注）　報告内容に関する参考資料を添えてください。 |